# 農地（採草放牧地）使用貸借契約書

貸主および借主は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより使用貸借契約を締結する。

この契約書は、２通を作成して貸主および借主がそれぞれ１通を所持し、その写しを陸前高田市農業委員会に提出する。

年　　月　　日

貸主（以下「甲」という。）

住所

氏名　　印

借主（以下「乙」という。）

住所

氏名　　印

**1. 使用貸借の目的物**

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表に記載する土地その他の物件を貸し付ける。

**2. 使用貸借の期間**

使用貸借の期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

**3. 転　貸**

乙が、農地法第２条第６項に掲げる事由により市町村の区域を越えて住所または居所を移したため、小作地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。

**4. 修繕および改良**

(1)　目的物の修繕および改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。

(2)　目的物の修繕は、甲が行なう。ただし、緊急を要する場合その他甲において行うことができない事由があるときは、乙が行なうことができる。

(3)　目的物の改良は、乙が行なうことができる。

(4)　修繕費および改良費の負担または償還は、民法および土地改良法に従う。

**5. 経常費用**

(1)　目的物に対する租税は、甲が負担する。

(2)　かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が負担する。

(3)　租税以外の公課等で(2)以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

(4)　その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が負担する。

**6. 目的物の返還**

(1)　使用貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から 30 日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合には、この限りでない。

(2)　契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾をえて植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買い取る。

**7. 契約の変更**

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記し、かつ、農業委員会に通知しなければならない。

**8. その他この契約書に定めのない事項については、甲・乙が協議して定める。**

別表　　土地その他の物件の目録等

| 土地その他の物件の表示 | | | 附帯施設 | |
|---|---|---|---|---|
| 所　　在 | 地　目<br>（種類） | 面　　積<br>（数量） | 種　　類 | 数　　量 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合　　計 | 筆 | | | |